

○田中二郎『行政上の損害賠償及び損失補償』290-291頁

許可そのものは財産権を生じないとしても、許可に基づき企業が成立し、企業に資本が投下された場合には、それ自体が財産的価値を持つことはもちろんで、その他にも、営業権ともいふべき財産的価値が生ずることは、一般の承認するところであり、許可の取消しによって、企業の経営を不可能ならしめることは、これらの企業財産に損失を生ぜしめかつ営業権を喪失せしめる結果となるからである。

この営業権が一種の財産権としての性質を有することは、今更累説を要しないが、公法上の関係についてみても、土地収用の損失補償に当たっても、営業権の損失は「通常生ずべき損失」の適例として、これを補償することになっている点からいっても明らかであろう。許可の取消しによって、これらの財産上の損害及び営業権の喪失による損害を生ぜしめた場合には、新憲法の財産権保障の精神からいって、当然、正当な補償を与えなければならないのである。このことは、法律上、許可の取消権を認めている場合又は許可に当たって取消権を留保した場合においても変わりはない。許可の取消しが許可の内在的条件であるということは、許可の取消しによって生じた財産上の損失を補償する必要がないということの根拠にはならない。許可の取消しが本人の責に帰すべき事由に基づいて生じた場合のほかは、それから生じた損失については、当然、正当な補償を与えなければならないと解すべきである。